

静岡県監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年8月20日

静岡県監査委員 森 裕  
静岡県監査委員 渡 邊 芳 文  
静岡県監査委員 渡 瀬 典 幸  
静岡県監査委員 大 石 哲 司

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
東部農林事務所	令和3年3月3日
<b>【監査の結果】</b> 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事現場における第三者事故等の多発 3 内 容 令和元年度及び2年度に実施した建設工事において、第三者事故（物損）が1件、工事関係者事故が2件発生していた。	
<b>【措置の内容】</b> 工事故防止対策については、事務所建設工事安全管理推進委員会で検討し、工事安全パトロールや受注者及び監督員を対象とした安全講習会、事務所独自で作成した建設工事故防止重点対策の周知などを実施してきました。 しかしながら、令和元年度及び2年度に実施した建設工事において3件の事故が発生しました。工事関係者事故については、作業員の安全に対する意識不足や作業前の準備不足、第三者事故（物損）については、周囲の状況確認不足が原因です。 工事故対応マニュアルに則り、各事故発生の都度、建設工事安全管理推進委員会を実施すると共に、次のとおり新たな対策を実施しました。 (1) 令和2年9月、監督職員に対して、危険予知トレーニングを内容とした安全管理研修を実施しました。 (2) 令和2年11月、建設工事等の全受注者に対して、建設工事等に従事する全ての者への安全対策の周知徹底を依頼する文書を送付するとともに、発注者である県の総括監督員から受注者である事業者の安全管理責任者に対して、文書と同様の指示をしました。 (3) 令和3年1月以降に契約する工事について、「工事故ハザードマップ」及び「支障物対策チェックシート」の作成と運用を義務づける「工事安全管理に関する特記仕様書」を作成し、契約書に追加することとしました。 今後は、上記対策の継続とともに、工事故ハザードマップ等を活用した取組の徹底を図ることに	

より、受発注者一体となって工事事務発生防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
熱海土木事務所	令和3年3月3日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が2件、工事関係者事故が1件発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>これまで事故防止対策として、主に、次の取組を実施してきました。</p> <p>(1) 安全パトロール、安全講習会による受注者に対する指導</p> <p>(2) 発生した事故の状況・再発防止策等の情報を、施工中の全ての受注者に対し周知</p> <p>(3) 事務所独自の取組として、三島労働基準監督署及び三島建設業協会との合同安全パトロール（年3回）による受注者に対する指導</p> <p>しかし、交通規制の誤誘導による車両衝突事故、道路パトロール車の接触事故、重機の接触により荷崩れを起こした積鋼矢板による作業員の負傷事故の発生を防止できませんでした。</p> <p>このようなことから、工事事故の発生を抑制するため、次の2つの取組を新たに実施しています。これは、工事事故防止行動計画による事故対策P D C Aの更なる取組として、交通基盤部全体でも取り組んでいるところです。</p> <p>(1) 「事故対策リスト」の確認において、担当監督員だけでなく、主任・総括監督員等複数体制で行い、令和元年10月以降完成した工事については、確認結果を完成図書に添付</p> <p>(2) 現場代理人が「事故対策リスト」と「ハザードマップ」を活用し、日々のKY活動や毎月の安全に関する研修・訓練、新規入場者教育、資材搬入業者教育等を行うよう指導</p> <p>熱海土木事務所では、これに加え、次の4つの取組を独自に実施しています。</p> <p>(1) 工事検査課が発行するニュースレターやアクシデントニュース速報に加え、沼津・富士土木事務所との事故事例の情報共有と職員への注意喚起、また、管内建設業者に配布するとともに、建設業協会よりメール配信し、KY活動、安全に関する研修・訓練、新規入場者教育などへの活用を依頼</p> <p>(2) 所長、次長、技監及び4人の課長で構成する熱海土木安全管理委員会を開催し事務所職員一人一人の安全意識の統一（令和2年度：4回開催）</p> <p>(3) 課長・支所長の指導による安全対策ミーティングを、4課1支所単位で全技術職員参加により開催（令和2年度：2回開催）</p> <p>(4) 検査では、「予測される事故対策リスト」や「工事事故ハザードマップ」の実施状況の確認を始め安全対策の現地指導及び書類指導を実施</p>	

今後も、上記の取組により、業者に対して継続的に安全意識の啓発と指導の徹底を図り、建設工事及び業務委託における第三者事故等の発生防止に努めます。

**【監査の結果】**

- |   |         |   |
|---|---------|---|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意  |
| 2 | 件名      | 会計書類の紛失   |
| 3 | 内容      | 令和2年4～6月分の継続的資金前渡計算書、小口現金支出伺及び領収書6件を編さんしたフラットファイル1冊を紛失した。 |

**【措置の内容】**

これまで、会計書類については使用する都度、保管場所の書類棚から持ち出し、使用後は直ちに保管場所に戻すなど適正な文書管理を心掛けてきましたが、継続的資金前渡計算書等を編さんしたフラットファイル1冊を紛失しました。

紛失書類への対応としては、継続的資金前渡計算書の財務会計システムでの再出力、小口現金支出伺及び領収書に対応するものとして小口現金の支払いに係る確認書の作成、小口現金受領書の作成、旅行命令簿や時間外勤務命令簿等の状況証拠書の整理、支払先（コンビニ店）の領収証またはレシート参照リスト再発行による証拠書類の整備を行いました。

今後の再発防止策として、①処理を終えたファイルは、机の上等に放置せず速やかに保管場所に戻すことを徹底する。②保存期限が過ぎた文書は、適切に廃棄し文書棚等の整理整頓を行う。③ファイルの背表紙に一連の番号を付与し、番号順に配架することで不足しているものの有無を確認できるようにすることにより、書類紛失の防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津土木事務所	令和3年3月3日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 河川占用料等に係る不適切な事務処理</p> <p>3 内 容 平成27年度から令和元年度までの河川占用料19件について誤りがあり、徴収不足415,200円が発生していた。また、平成27年度から令和元年度までの道路占用料4件について、県管理道路を市町へ移管した後も占用許可を更新し占用料を徴収していたことから過徴収6,660円が発生していた。さらに、令和元年度の港湾占用料91件について、消費税引き上げ前の単価で占用許可したため、徴収不足129,944円が発生していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>河川占用料の誤徴収は、本来、管線類として長さで算定すべき架空支線を地支線として電柱区分の本数で算定していたことにより発生したものです。河川占用料の算定誤りの事実の確認後、占用者に謝罪した上で占用許可の更正を通知し、5年分の占用料の不足分を徴収しました。</p> <p>再発防止策として、占用許可伺に添付する単価表に水平支線、支線をそれぞれ明記して混同しないようにするとともに、申請の支線について申請書添付の図面でその都度確認しています。また、チェックリストを作成して起案者以外もチェックを行っています。</p> <p>道路占用料の誤徴収は、県管理道路を市町へ移管した後も占用許可を更新し占用料を徴収していたことから過徴収が発生したものです。これらは占用者に謝罪した上で還付を行いました。</p> <p>再発防止策として、道路保全課から示された、県管理道路の市町移管に係る手順書に基づく事務の徹底と手順書を添付して課内チェックを行い、許可証で占用範囲が明らかでない工作物について占用者への再確認を行っています。</p> <p>港湾使用料の誤徴収は、本来は、消費税引き上げ後の単価で算定すべきところ引き上げ前の単価で算定したことより、発生したものです。港湾使用料の算定誤りの事実確認後、使用者に謝罪した上で使用料の更正を通知し、使用料の不足分を徴収しました。</p> <p>再発防止策として、単価表の改定文を課内に供覧・配布し、課長までが改定を把握するとともに、港湾企画課で作成・配布した計算表を起案文書に添付して課内チェックを行い、最新の単価で使用料の算定を行っています。</p> <p>今後は、同様の誤りが生じないように、課員、班長及び総務課課員など複数職員によるチェックを</p>	

徹底するとともに疑義のある案件については、その都度、県庁各課に照会を行う等して適正な徴収に努めます。

**【監査の結果】**

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意   |
| 2 | 件名      | 建設工事現場等における第三者事故等の多発                                     |
| 3 | 内容      | 令和元年度及び2年度に実施した建設工事等において、第三者事故（物損）が10件、工事関係者事故が1件発生していた。 |

**【措置の内容】**

これまで、事務所での事故防止対策として、主に安全パトロール（事業課で月1回）、安全講習会、現場勉強会、事故情報資料の提供による受注者に対する指導を実施しています。

さらに、交通基盤部全体の取組として、「工事事故防止行動計画」を策定し、平成30年10月から

(1) 各工事現場において、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策P D C A」を適時に実施

(2) 各工事現場で得られた知見を、県全体で情報共有し、事故防止体制を強化

(3) 契約時に事故防止に係るチラシを受注者に配布し、工事事故発生抑制への注意喚起を実施

などの取組を実施してきましたが、令和元年度と比較し工事事故は増加する結果となりました。

そのため、平成30年度から始めた事故対策リストとマップを使った取組については、担当監督員だけでなく主任・総括監督員など複数体制で、現場にあった事故対策となっているかの確認を徹底し、リストの想定リスク漏れの補足、マップの適切な掲示・更新を確認するとともに、現場代理人がリストとマップを活用し、日々の危険予知活動や新規入場者教育により、作業員の主体的な安全行動を周知・教育するよう、発注者として指導するなど、より高い実効性が得られるよう安全対策P D C Aに取り組んでいます。

さらなる再発防止策として、令和元年に管内建設業協会から要望のあったハザードマップの事例提供を行うなど事務所と業界団体が一体となり、分かりやすいハザードマップの作成の指導をしています。

また、隣接土木事務所と発生した工事事故の情報交換と、他事務所事故を工事担当監督員へ情報提供を行うなど注意喚起を行っています。

今後は、分かりやすいハザードマップ作成の指導や隣接事務所が発生した工事事故情報の提供などの取組を徹底し、業界団体とも連携を図りながら、建設工事現場等における第三者事故等の発生防止に努めます。

**【監査の結果】**

- |   |         |                                      |
|---|---------|--------------------------------------|
| 1 | 監査結果の区分 | 注意                                   |
| 2 | 件名      | 建設工事における不適切な契約変更事務及び積算               |
| 3 | 内容      | 令和元年度から2年度に実施した消毒棟・放流ポンプ棟の耐震補強工事において |

て、契約変更手続の時期が適切でなかった。また、当初積算の違算に気付かないまま入札を行い、契約に至った。

**【措置の内容】**

本工事は債務負担行為等の複数年度に渡る工事（以下「債務工事」という。）であり、令和元年度中に設計変更を行ったにもかかわらず「設計変更事務処理要領」（以下「要領」という。）に則った年度末までの変更契約手続を行わなかったものです。要領上、債務工事にあつては、各会計年度末までに設計変更に伴う契約変更手続を行うことが、義務付けられています。

また、工事施工前の受注者からの協議等により当初設計の積算に誤りのあることが判明したものです。

これは、要領の確認や担当者を含めた事前の設計書の審査が不十分であったことが原因です。

再発防止策として、設計変更に伴う変更契約の手続を適切な時期に行い、要領の理解と遵守を徹底するため、所内で改めて周知を図るとともに、変更指示の起案書に添付するチェックリストに「複数年度に渡る工事は、軽微な変更であっても年度末までに契約変更を行うこと。」との記載を追加しました。

さらに、適切な積算を行うため、担当監督員が作成した設計書を、主任及び総括監督員による複数の目で慎重に審査するとともに、企画検査課の審査（改算）者によるチェックの時間が十分確保できるように一層計画的に設計書を作成します。

今後はこれらの取組を徹底し、建設工事における適切な設計変更事務及び積算に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松南高等学校	令和3年3月3日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 業務委託の不適切な契約変更事務及び履行確認</p> <p>3 内 容 浜松南高等学校は、同校及び新居高等学校等11校の消防用設備等の保守点検業務委託に係る契約事務を一括で行っている。新居高等学校の消火器点検に関し、実態と異なる仕様書により契約し、その修正に関わる契約変更事務が遅延していた。また、誤った数量が記載された報告書をそのまま受理し委託料を支払っていた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本件は、消防用設備等保守点検業務委託の一括契約において、新居高等学校が消火器の種別を変更したことについて、本来、変更事項が生じた時点で契約を変更すべきところ、担当者が多忙により失念し、変更契約手続が遅延したものです。</p> <p>また、消火器の総数に変更がなく、委託料に影響がなかったことから、提出された報告書について、そのまま受理していました。</p> <p>予備監査の指導を受け、事務室内で問題点及び再発防止策を確認しました。</p> <p>〈問題点〉</p> <p>(1) 事務室内での情報共有が不足していました。</p> <p>(2) 適正な時期に手続を実施していませんでした。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>業務委託変更手続について、次の点に留意し手順等を確認しました。</p> <p>(1) 情報は速やかに共有することを確認しました。</p> <p>(2) 遅延に注意し、適正な時期に手続を実施することを確認しました。</p> <p>(3) 変更契約を実施した報告書については、特に注意して履行確認を実施することとしました。</p>	



監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
湖西高等学校	令和3年3月3日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 授業料の口座振替における徴収誤り</p> <p>3 内 容 令和2年度第1期の授業料の口座振替において、誤って49件、1,940,400円の過徴収が発生した。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 学校としての課題確認</p> <p>本件は、授業料口座振替における収入事務と財務会計システムとの操作理解不足が原因です。本来は、財務会計システムで誤って作成され打ち出された調定票は、取消しを行うべきでしたが、行われていませんでした。</p> <p>過徴収は令和2年7月31日に授業料口座振替対象者保護者からの連絡で発覚しました。会計課の指導を受けながら還付手続を行い、保護者には説明と謝罪の上、令和2年8月13日に全ての還付を完了しました。</p> <p>課題は、会計事務経験が浅い担当者への収入事務処理及び財務会計システム操作の十分な理解と、事務職員間での情報共有や複数チェックの体制を整えることです。</p> <p>2 学校における再発防止対策</p> <p>(1) 収入事務処理の基本的な流れの確認を事務職員全員で行いました。</p> <p>ア 授業料のように納期の決まっている収入と、随時の収入との違いを再確認しました。</p> <p>イ 調定票の起案と決裁と確定の順序を再確認しました。</p> <p>(2) 授業料口座振替への処理の確認を事務職員全員で行っています。</p> <p>ア 財務会計システムとの操作方法をマニュアルで再確認しました。</p> <p>イ 調定内訳情報（債務者情報）のチェックをしています。</p> <p>ウ 調定票の起案、決裁、確定の再確認をしています。</p> <p>エ 口座振替契約者一括登録のチェックをしています。</p> <p>オ 口座振替請求内訳情報（口座振替情報反映状況）のチェックをしています。</p> <p>(3) 財務会計システムの歳入帳票照会画面で、調定票の起案と決裁状況を事務長が定期的に確認しています。</p> <p>(4) 事務処理時期が近づいた際の口頭確認を事務職員全員で行っています。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部障害者支援局障害者政策課	令和3年3月3日
<p><b>【監査の結果】</b></p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 業務委託の不適切な事務手続</p> <p>3 内 容 平成31年度パラスポーツ王国推進事業業務委託における委託事業実施計画書の日付が空欄となっていた。障害者政策課の担当者が受付日より遡った日付を記入し、同日付の受領印を押していた。また、前払金請求書についても、提出日付が空欄であったため、同課の担当者が日付を記入し、同日付の受領印を押していた。</p>	
<p><b>【措置の内容】</b></p> <p>1 所属としての課題確認</p> <p>本件は、委託事業実施計画書及び前払金請求書の日付について、事業者が記入をするべきところ、事業者から提出された書類の日付を職員が加筆することが不適切であるという認識が薄かったことにより担当者が受付日より遡った日付を加筆し、同日付けの受付印を押していたものであります。</p> <p>監査終了後、ただちに今回の事案を課内で共有し、不適切な事務処理をしないよう、以下のとおり全職員に周知しました。</p> <p>(1) 事業者等が作成し、県に提出された文書について不備があった場合には、事業者等に修正を指導すること。</p> <p>(2) 提出期限の遵守について、事業者等を指導すること。</p> <p>(3) 職員が加筆、修正等を行ったり、遡った日付の受付印を押したりすることは不適切な行為であること。</p> <p>2 所属における再発防止策</p> <p>担当者のみの問題とすることなく、課長、課長代理、班長等が十分にチェックを行うなど、組織を挙げて事務の適正執行に取り組みます。</p>	